

徳島県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県美波県土整備事務所において、令和8年5月1日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年5月1日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字松本138番3地先から 同 141番1地先まで	201.7	令和8年5月1日
		海部郡海陽町久保字松本140番1地先から 同 字北田11番3まで	264.0	